

EU Deforestation Regulation

日本企業のEU輸出・展示会出展における EUDR（EU森林破壊防止規則） 波及リスクと現場の対応策



Cattle



Cacao



Coffee



Palm



Rubber



Soy



Wood

日本企業のEU輸出・展示会出展におけるEUDR（EU森林破壊防止規則） 波及リスクと現場の対応策

【ご利用にあたっての注意事項】

本レポートは、2026年8月時点で公表されているEUDR（EU森林破壊防止規則）関連法規
および欧州委員会のガイドラインに基づき作成しています。

2026年12月末の本格運用に向け、今後もEU当局による運用の細則や解釈の変更が行われる可能性があります。
実務上の具体的な手続きにあたっては、常に最新の公的情報をご確認いただくか、個別にご相談ください。

日本企業のEU輸出・展示会出展におけるEUDR（EU森林破壊防止規則） 波及リスクと現場の対応策

【目次】

1. 背景：理念の根底と、制度の前身
2. ガイドラインから「強制力を持つ市場規制」への変遷
3. EUDR 基本概念
4. EUDR 対象範囲
5. EUDR 付属書 ANNEX I 指定コード一覧
6. 見落としがちな製品例
7. 実務ケーススタディ
8. 監視体制と罰則
9. 参考公式サイト

【重要】対象範囲に関する注意喚起：ほぼすべてのEU向け事業者が対象

本規制（EUDR）は、木材や農産物を扱う専門業者だけでなく、以下含め、ほぼ全ての事業者に関係する規則です。
先ずは手続きが必要かどうかを精査する事を強くお勧めいたします。

1. 製品本体、化粧箱・説明書・梱包資材等に、対象素材をわずかでも使用している場合
2. 展示品、試供品・サンプル品、展示会用の備品、ノベルティなど、無償提供や非売品であっても対象となります

※ 7. 実務ケーススタディ参照

1. 背景：理念の根底と、制度の前身

■ 思想・政治的方針の根底

欧州グリーンディール



欧州グリーンディールとは

2019年に発表された、EUが2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロの実現を目指した戦略

基本方針：持続可能性をEUの新たな経済成長モデルとし、欧州市場の購買力をテコにしてグローバルなサプライチェーン全体の行動変容を強制する

■ 法的・制度的ルールの前身

EU木材規則（EUTR）



EU木材規則とは

2013年3月に適用開始された、違法伐採木材のEU市場流入を防止する規則

基本方針：事業者は、木の仕入れルートや書類を確認・証明する義務を課し、サプライチェーンの透明化を図るEUDR直接の制度的前身

2. ガイドラインから「強制力を持つ市場規制」への変遷

■ 自国の保護から「サプライチェーン全体の強制排除」へ

ペーパーワーク/形式的な確認、で済んでいた時代から、データ裏付けのない製品はEU市場から、実質排除する、という強力な市場規制へ

- **EUTR（EU木材規則）** 2010年10月 採択 → 2013年3月 適用開始
木材分野を対象に違法伐採木材の輸入を禁止する規則が本格適用
書類上の確認に依存する運用であり、対象品目の少なさや実効性に課題
- **「欧州グリーンディール」の基本方針** 2019年12月 発表
2050年炭素中立を目指す包括戦略、EUの消費活動が世界の森林破壊を引き起こしている（輸入森林破壊）問題を法的に止める方針が確定
- **EUDR（EU森林破壊防止規則）発効** 2023年6月 正式発効
EUTRの置き換えとして発効 「2020年12月31日以降に森林破壊が行われた土地由来の製品は一切、流通を認めない」という法律が確定
- **大企業・中堅企業への適用スタート** 2026年12月30日 本格適用開始
順延期間を経て、大企業・中堅企業を対象とした通関・流通時の実務審査の本格スタートへ

3. EUDR 基本概念

■ EUDR（EU森林破壊防止規則）とは

**2020年12月31日以降に森林破壊（農地化や伐採）された土地で生産されたもの、
そうでないということを証明できないものも、輸入不可へ**

【実務を縛る3つの柱】

- 「森林破壊に加担していない」とデータで証明・申告する義務（デュー・ディリジェンス）

EU市場で商品売る際、原材料に規制対象品目が含まれている場合、「2020年12月31日以降に森林を壊して作った場所の原材料ではない」ことを、企業自身がデータで証明してEUへ提出しなければならない

- 「紙の証明書」は不可、「農地のGPSデータ」まで追跡

「どの業者の大豆・木材か」ではなく、「どの農地（GPSの緯度・経度）で収穫されたか」のデータ提出義務

- 「情報不十分＝販売禁止」

追跡データ（GPS等）を提出できなければ、情報不十分として輸入許可がでない、もしくはペナルティが課せられる

4. EUDR 対象範囲

■ 対象範囲：商業活動としてEU市場へ持込・流通されるすべての製品

【対象物】

- 商品本体だけでなく、**箱・ラベル・説明書・インク・梱包材、まで含めた、販売される製品のすべての構成資材**

※ 商品本体の一部ではない輸送用ダンボール、一部の非売品付属資は、適用除外となるケースがあり、個別判定が必要

【輸入目的】

- **BtoB、将来の取引に繋がる商業活動（サンプル、試供品、展示会等での展示）**

※ ATAカルネ、NO Commercial Value で申請する場合も対象となる

- **ECサイト等を通じたBtoC**

※ 個人消費者にEUDR義務が課されることはなく、製品を供給・発送する販売元、現地配送代行業者等が、出荷前にデュー・ディリジェンス声明（DDS）の登録義務がある

■ 対象範囲外

- 例外：CtoC（個人間での手荷物や親族間のプレゼント等の非商業的移送）
- 商品本体の一部ではない輸送用ダンボール商品本体の一部ではない輸送用ダンボール、木製パレット

5. EUDR 付属書 ANNEX I 指定コード一覧

基本品目	内容	※具体的な品目はHSコードで管理
牛	精肉・内臓および牛革製品	
カカオ	カカオ豆、カカオバター・パウダーおよびチョコレート類（カカオ含有食品）	
コーヒー	生豆・焙煎豆・カフェインレスコーヒーおよびコーヒー代用品	
アブラヤシ / パーム油	パーム油・パーム核油、ならびに油脂化学品（脂肪酸・グリセリン等）	
天然ゴム	天然ゴム素材、ゴム製タイヤ、手袋・パッキン・コンベアベルト等のゴム製品	
大豆	大豆（粒・粉）、大豆油（大豆インク等の原料）、および大豆油かす	
木材・紙	丸太・木材製品（木箱・家具等）、パルプ・紙製品（紙箱・ラベル等）、および印刷物（説明書等） ※ 竹由来製品および古紙100%製品は対象外	

5. EUDR 指定品目一覧

■ EUDR付属書ANNEX I 指定コード一覧（HSコード表）

品目	HSコード	品名
1. 牛	0102.21	生きた牛
	0102.29	
	0201	牛の肉（生・冷蔵）
	0202	牛の肉（冷凍）
	0206.10	食用のみの牛のくず肉・内臓（生・冷蔵）
	0206.22	牛のレバー（冷凍）
	0206.29	その他の冷凍の牛の内臓 ※ 舌・レバーを除く
	1602.50	牛の肉・内臓・血液の調製品・缶詰・加工品
	4101	牛の原皮・生皮 ※ 鞣していないもの
	4104	牛の鞣し革（ウェットブルー等を含む）
	4107	牛の加工革（バッグ・靴等に使われる革製品用素材）
2. カカオ	1801	カカオ豆（全形・割れ、生・煎ったもの）
	1802	カカオの殻、皮、くず
	1803	カカオマス（ペースト）
	1804	カカオバター、カカオ油脂
	1805	ココアパウダー（加糖されていないもの）
	1806	チョコレート、およびカカオを含む食品調製品

5. EUDR 付属書 ANNEX I 指定コード一覧

■ EUDR付属書ANNEX I 指定コード一覧（HSコード表）

品目	HSコード	品名
3. コーヒー	0901	コーヒー豆（カフェイン抜きの有無を問わず、生・煎ったもの）、殻・皮、コーヒー代用品
4. アブラヤシ パーム油	1207.10	パームの種子（ナット・カーネル）
	1511	パーム油およびその分別物（精製済含む）
	1513.21	パーム核油（粗油）
	1513.29	パーム核油およびその分別物（精製済等）
	2306.60	パーム油かす（絞るかす）
	2905.45	グリセリン（純度95%以上）
	2915.70	パルミチン酸、ステアリン酸ならびにそれらの塩・エステル
	2915.90	飽和一塩基酸およびその誘導体 ※ 一部除外あり
	3823.11	工業用のステアリン酸
	3823.12	工業用のオレイン酸
	3823.19	工業用の脂肪酸・精製油脂（その他）
	3823.70	工業用の高級脂肪族アルコール

5. EUDR 付属書 ANNEX I 指定コード一覧

■ EUDR付属書ANNEX I 指定コード一覧（HSコード表）

品目	HSコード	品名
5. 天然ゴム	4001	天然ゴム（ラテックス、生ゴム、シート状など）
	4005	配合ゴム（未硫化）
	4006	その他の形状の未硫化ゴム（管、ロッドなど）
	4007	硫化ゴム糸・ゴムコード
	4008	硫化ゴムの板、シート、ストリップ、ロッド
	4010	コンベヤ用・伝動用のゴム製ベルト
	4011	ゴム製の新品空気タイヤ
	4012	再生タイヤ・中古タイヤ・ソリッドタイヤ
	4013	ゴム製チューブ
	4015	ゴム製の衣類・手袋（作業用・医療用手袋など）
	4016	その他の硫化ゴム製品（パッキン、Oリングなど）
	4017	硬質ゴム（エボナイト等）およびその製品
6. 大豆	1201	1201：大豆（粒）
	1208.10	大豆粉・大豆ミール
	1507	大豆油およびその分別物（*大豆インク等の原料）
	2304	大豆油かす（大豆油抽出後の固形残渣）

5. EUDR 付属書 ANNEX I 指定コード一覧

■ EUDR付属書ANNEX I 指定コード一覧（HSコード表）

品目	HSコード	品名
7. 木材・紙	4401	燃料用木材、薪、木材チップ、おがくず・木質ペレット
	4402	木炭
	4403	丸太（原木）
	4404	割り材、杭、棒材
	4405	木ウール（ウッドウール）、木粉
	4406	木製の枕木
	4407	製材（厚さ6mmを超える木札・板）
	4408	単板（化粧単板、合板用薄板など）
	4409	成形木材（実加工板、フローリング材など）
	4410	パーティクルボード、OSBボード
	4411	繊維板（MDFなど）
	4412	合板、ベニヤ板
	4413	強化木材
	4414	木製の額縁・フレーム（絵画・写真・鏡用）
	4415	木製の包装容器、木箱、クレート、パレット ※ 輸送・保護資材のみとして使われるものは除く
	4416	木製の樽（タル）、桶（オケ）
	4417	木製の道具・柄・ブラシの台座・靴型
	4418	建築用木工品（ドア、窓枠、建具など）

5. EUDR 付属書 ANNEX I 指定コード一覧

■ EUDR付属書ANNEX I 指定コード一覧（HSコード表）

品目	HSコード	品名
7. 木材・紙	4419	木製の食器・キッチン用品（木製スプーン、木製皿など）
	4420	木製象嵌、宝石箱、ナイフケース、木製の置物・小箱
	4421	その他の木製品（木製キャップ、木製パーツなど）
	47 類 48 類	パルプおよび紙製品全般（化粧箱、紙箱、ダンボール、紙ラベル等）※ 純粋な竹・籐製品、および回収古紙（100%リサイクル紙）は除く
	9401	木製の椅子・座席（一部除く）およびその部品
	9403.30	事務所において使用する種類の木製家具
	9403.40	台所において使用する種類の木製家具
	9403.50	寝室において使用する種類の木製家具
	9403.60	その他の木製家具
	9403.91	木製の部品類
※ 49類（取扱説明書、パンフレット、展示会チラシ等の印刷物）は、規則（EU）2025/2650 による改定に伴い、対象製品リスト（Annex I）から削除（除外）		

6. 見落としがちな、見た目は同じでも判定が変わる事例

■ 使用用途により、対象品目であっても、対象外になる/対象になる事例

分類	対象品目	製品例	HSコード		
紙	木材・紙	カタログ・パンフレット	49類	印刷物の扱い	対象外
		無地のノート・中身が白紙のメモ帳	48類	紙製品の扱い	要判定
		紙袋：中身が入っている（セットになっている）	48類	商品を保護・輸送・持ち運びするために用いられる梱包材の扱い	対象外
		紙袋：空のまま大量に持ち込む	48類	単体の紙製品の扱い	要判定

7. 実務ケーススタディ

※【製品・容器・資材別】EU輸出にDDS申請が必要となる具体例

■ ぽんず



【結果】

製品本体 : 対象外 = DDS必要なし
その他資材 : 要判定

原材料/品目	HSコード	対象	
【製品本体】			
各種の調製食料品	2103.90	対象外	
【容器・資材】			
ガラス瓶	7010.90	対象外	
プラスチックキャップ	3923.50	対象外	
化粧箱（紙）	4819.10	要判定	木材・紙
商品ラベル	4821.10	要判定	木材・紙
説明書（紙）	4911.10	対象外	
輸送用段ボール・梱包材	4819.10	対象外	

■ スナック菓子



【結果】

製品本体 : 対象外 = DDS必要なし
その他資材 : 要判定

原材料/品目	HSコード	対象	
【製品本体】			
穀物、穀粉、でん粉又は ミルクの調製品及びベーカ リー製品	1905.90	対象外	
【容器・資材】			
内包装（アルミ）	3923.21	対象外	
個包装化粧箱（紙）	4819.10	要判定	木材・紙
商品ラベル	4821.10	要判定	木材・紙
輸送用段ボール・梱包材	4819.10	対象外	

7. 実務ケーススタディ

■ 食器・陶磁器・ガラス製品



【結果】

製品本体：対象外 = DDS必要なし

その他資材：要判定

原材料/品目	HSコード	対象	
【製品本体】			
陶磁製品	6911	対象外	
ガラス及びその製品	7013	対象外	
【容器・資材】			
木箱・桐箱	4415.20 4420.90	要判定	木材・紙
化粧箱（紙）	4819.10	要判定	木材・紙
緩衝材（紙）	4808	対象外	
商品ラベル	4821.10	要判定	木材・紙
説明書（紙）	4911.10	対象外	
輸送用段ボール・梱包材	4819.10	対象外	

■ 日本製お香



原材料/品目	HSコード	対象	
【製品本体】			
精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	3307.41	要判定	
※香料というより、木粉の加工品とみなされる場合がある			
【容器・資材】			
木箱・桐箱	4415.20 4420.90	要判定	木材・紙
化粧箱（紙）	4819.10	要判定	木材・紙
商品ラベル	4821.10	要判定	木材・紙
説明書（紙）	4911.10	対象外	
輸送用段ボール・梱包材	4819.10	対象外	

7. 実務ケーススタディ

■ 展示会出展（現地販売なし）



原材料/品目	HSコード	対象	
【製品本体】			
※商品本体の要否は、原材料による			
【展示・配布品・持ち込み商品・販促物】			
試食用 紙皿・紙コップ・ペーパーナプキン	4823	要判定	木材・紙
パンフレット・カタログ	4911	対象外	
試供品・ノベルティ（ノート・メモなど）	4820	要判定	木材・紙
試供品・ノベルティ（カレンダー・カードなど）	49類	対象外	
名刺・ショップカード（紙製）	49類	対象外	
紙袋	4819	要判定	木材・紙
【ブース ディスプレイ什器・資材・備品】			
ディスプレイ棚・展示台（木製、紙製）	4420	要判定	木材・紙
ポスター・パネル（紙製）	49類	対象外	
【その他】			
輸送用段ボール・梱包材	4819.10	対象外	
輸送用木製パレット	4415	対象外	

8. 監視体制と罰則

■ 監視体制

【二重の監視網（2段階体制）】

○ 通関時

通常通関時に行われる、書類審査、現物検査に加え、税関の通関システムとEUDRの統合データベース（TRACES NT）で、申告時に有効なDDS参照番号を参照しているか審査

○ 事後検査・立ち入り調査（EUDR第16条・第18条）

加盟国の管轄当局（環境庁や農林省など）が市場に既に出回っている製品に対して継続的に監査を行う
抜き打ち監査（定期・ランダム立ち入り調査）

衛星データとトレーサビリティの再照合 登録されたGPSデータとEUの地球観測衛星

第三者（NGOや競合他社）からの告発・通報

8. 監視体制と罰則

■ 違反時の罰則・制裁措置（EUDR第25条）

1. 制裁金（売上高連動罰金）

前年度のEU域内全売上高の、最低4%に相当する金額が上限として科される

※ 違反によって得た不当利益（経済的利益）を上回る額が設定

2. 該当製品の没収および売上利益の没収

対象となる違反製品（またはその売上金額）は当局により没収される

3. EU市場からの一時的排除（取引停止）

違反を犯した事業者（および製品）は、最大12ヶ月間、EU市場での取引・流通が全面的に禁止

4. 簡易デュー・ディリジェンス（簡素手続）の利用停止

リスク区分で適応されていた簡易手続きが利用できなくなり、標準手続きが必要になる

※ 標準手続きは簡易手続きに比べ、数段ハードルがあがる

5. 補助金や公的資金調達からの除外

最大12ヶ月間、EUの公的助成金、補助金、公共調達（入札）への参加資格喪失

6. 違反企業名の公表（Name and Shame）

欧州委員会の公式ウェブサイトにて、違反事業者名、判定結果、科された制裁内容がパブリックに公表

9. 参考公式サイト

欧州委員会 EUDR公式ポータル

https://environment.ec.europa.eu/topics/forests/deforestation/regulation-deforestation-free-products_en

EUプラットフォーム・ブリュッセル事務局 EUのEUDR（森林減少防止に関する規則）の概要

<https://www.eu.emb-japan.go.jp/files/101018299.pdf>

農林水産省 EUの森林減少防止に関する規則への対応について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/EUDR.html>

弊社では以下サービスを行っております

サービス、本レポートに関するご質問、転載・引用など、お気軽にお問い合わせください

- EU進出支援
- 商品企画・リブランディング支援
- 現地での販促企画
- 法規制（輸出・EC・食品法）に関するアドバイス



お問合せ先

TAKANOHA

<https://takanoha.fr/>

t.inamoto@takanoha.fr